

札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例案

令和 7 年（2025 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例

札幌市市税事務所設置条例（平成 22 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 1 条中「及び個人の道民税」を「並びに個人の道民税及び森林環境税」に改める。
- (2) 第 2 条第 1 項の表中「札幌市中央区北 2 条東 4 丁目」を「札幌市中央区南 3 条西 1 1 丁目」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（理 由）

中央市税事務所を移転する等のため、本案を提出する。